

肥料用ゼラチン等を施肥された植物体を人が摂取した場合のリスク

【食品安全委員会における過去の評価】

- ・原料となる部位が特定危険部位 (SRM) 以外の部位であることを踏まえ、牛由来の牛肉及び牛内臓の摂取に由来するリスクと変わらない。(平成25年4月8日付け府食第276号)

現行の飼料規制の効果への影響

牛の骨を原料としたゼラチン等

【食品安全委員会における過去の評価】

- ・脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び殺菌(138℃以上4秒以上)の処理が、異常プリオンたん白質の感染性の低減効果を有することを確認。(平成26年10月7日付け府食第770号)
- ・現在の牛群のBSE感染状況の下では、30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さい。(平成24年10月22日付け府食第931号)

牛の皮を原料としたゼラチン等

【食品安全委員会における過去の評価】

- ・異常プリオンたん白質が蓄積しない部位と判断。(平成26年10月7日付け府食第770号)

管理措置は引き続き実施

- ・原料表示に加え、家畜への使用及び牧草地への施用を禁止する旨の容器への表示
- ・牛の部位を原料とする肥料の原料の収集から肥料原料用として生産業者への出荷に至るまで、供給管理表を添付させて流通

人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。